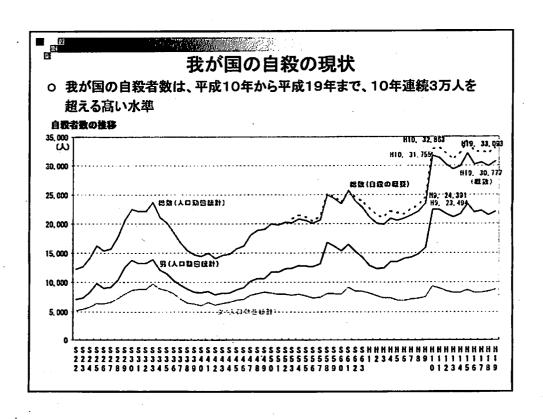
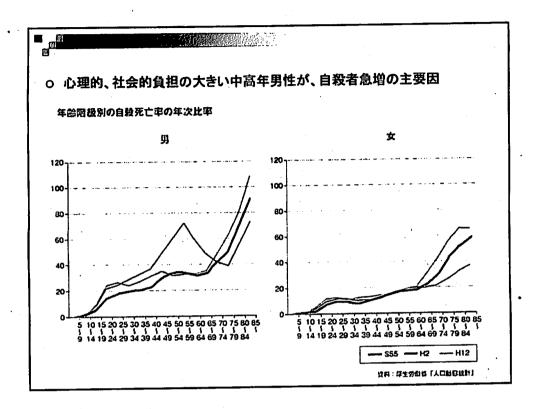


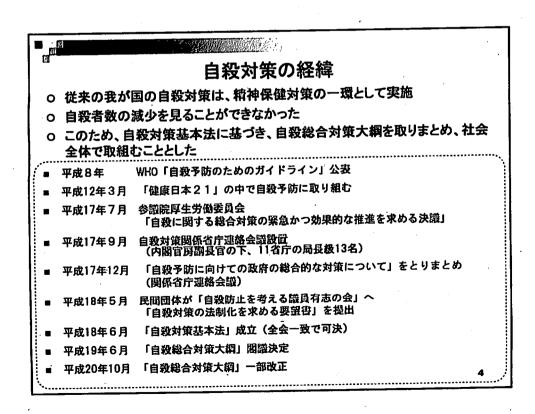
自殺対策の現状と 民間団体による分かち合いの会 支援事業の意義

内閣府自殺対策担当参事官 加藤 久喜

1







日の対策基本法の担望

○本法の国的

自般対策を総合的に推進して、自役の効止を図り、あわせて自役者の奴集等に対する支援の充実を図り、もっ て国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与すること

- 自設対抗の基本理念
- ① 自殺が個人的な問題としてのみとらえられるべきものではなく、その實量に様々な社会的な要因があるこ とを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならないこと。
- ② 自動が多機かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを建まえ、単に精神保健的観点からのみな らず、自身の実際に即して実施されるようにしなければならないこと。
- ③ 自殺の事故予防、自殺発生の危役への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応 の各段時に応じた効果的な絶滅として実施されなければならないこと。
- ③ 国、地方公共団体、医療契関、事業主、学校、自我の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係 する者の相互の密接な連携の下に実施されなければならないこと。
- 国、地方公共団体、事業主、国民のそれぞれの責務
- 3 政府による自役対策大調の策定と、協会への年次報告
- 国・地方公共団体の基本的環境
- ① 自役の防止等に関する調査研究の推進並びに情報の収集、整理、分析及び提供の実施並びにそれらに必要 女体制の整備
- ② 教育活動、広報活動等を通じた自殺の助止等に関する国民の理解の境理
- ③ 自役の助止等に関する人材の確保、養成及び質質の向上
- ④ 乾燥、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る体制の整備
- **(3)** 自殺の助止に関する選択提供体制の整備
- 自殺する危険性が高い者を早期に発見し、自役の発生を問題するための体制の整備 **6**
- ② 自殺未遂者に対する支援
- ⑤ 自殺者の親族等に対する支援
- ⑨ 民間団体が行う自殺の助止等に関する活動に対する支援
- 5 内閣府に、関保閣僚を構成員とする自殺総合対策会議を設置

5

現状と基本認識

自殺総合対策大綱(平成19年6月間建決定)の概要

(理状)

〇平成10年に自復者数が3万人を超え、以降、 高い水温で推路

欧米の先進路団と比較しても高い水準

〇世代別の自殺の現状

- ・将来ある子ともの自殺や20代、30代のインターネット 自殺が問題化 心理的、社会的負担の大きい中高年男性が自殺者
- 高齢者は、健康問題に加え、介護、宥病収れも課題

(基本登録)

- ◇自教は追い込まれた末の死
- 会への自身は個人の自由な意思や選択の結果ではなく、社会的契因 を合む権々な要因が収録に関係して、心理的に違い込まれた末の死
- ・自殺者の多くは、自殺の直前にテつ病等の精神疾患に確患
- ◇自殺は防ぐことができる
- ・制度、信行の見宜しや相談・支担体制の整備という社会的な取相と ランのでの精神疾由に対する通句な治療により予防が可能
- ◇自教を考えている人はサインを発している ・家族や同様の低づきを自殺予防につなげていくことが採題

基本的考え方

〇社会的原因も踏まえ総合的に取り組む

- 働き方の見直しや再チャレンジが可能な社会の構築、失薬、多 重債務等の相談支担体制の整備
- うつ食の早期発見、早期始む
- ・命の大切さの理解を深めるとともに、自殺や精神疾患に対する 何見をなくす取組
- マスメディアの自主的な取組への期待

O国民一人ひとりが自役予防の主役となるよう取り組む

O自亞の市院予防、危機対応に加え、未連者や連携等

O関係者が建設して包括的に支える

当面、これまでの知見に基づき施策を展開

〇中長期的初点に立って、継続的に進める

当面の重点施策

- 〇自殺の実態を明らかにする 〇国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
- 〇早期対応の中心的役割を果たす人材を登成する
- 〇心の健康づくりを進める
- 〇適切な精神科医療を受けられるようにする
- 〇社会的な取組で自殺を防ぐ
- 〇自殺未遂者の再成の自殺を防ぐ 〇遠された人の苔癬を和らげる
- O民間団体との連携を強化する

自殺対策の数値目標

- □ 日秋の旅ッグが、日本 □ ○ 中成28年までに、自殺率を20%以上減少 ○ なお、一人でも多くの自殺を考えている人を致うため、早期の
- 目収達成に努力
- 〇目標達成の場合、見宜し期間にかかわらず数値目標を見直す

推选体制等

O国、地方それぞれに関係行政機関、民間団体等相互の緊密 な涼機・協力

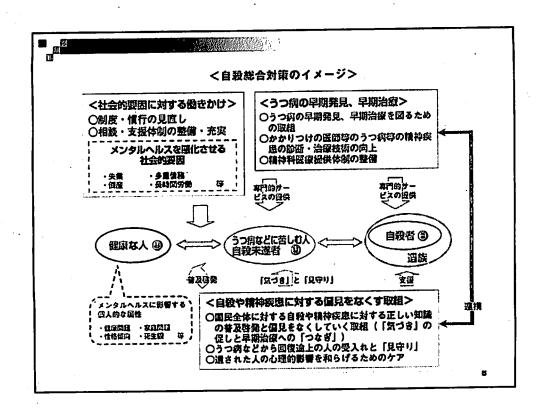
〇評価見面しへの民間有識者の関与 〇5年後を目途に見面し

自殺を予防するための当面の重点施策 早期対応の中心的役割を果たす 人材(ゲートキーバー)を養成する 国民一人ひとりの気づきと 自教の実態を明らかにする 見守りを促す 〇実盤解明のための調査の実施 〇かかりつけの距回等のうつ何等の精神 〇自殺予助辺間の設定と啓発事業の 〇位組提供体制の充実 疾患の診断・治療技術の向上 〇枚環境への存及容免等の実施 〇介理支援等門員等への研修 〇児企生使の自殺予防についての調 実施 〇児童生徒の自殺予防に賃する教育 新砂砂砂 〇國科学等様々な分野からのうつ内等 精神疾患の病室解明及び診断・治療 技術の開発・行及 等 の実施 〇ランタに関する登及音楽の推進 〇多重信務、央京、任営銀に関連する 相談員の費買の向上 等 社会的な取締で自転を防ぐ 心の健康づくりを進める 通信な精神料配金を受けられる ようにする 〇地域における相談しやすい体制整備 〇労働者が相談しやすい環境整備等の ○精神科技をサポートする人材養成など 環境におけるメンタルヘルス対策の推 〇多重債務、失業者の相談返口の充実 精神科医療体制の充実 〇ホームドア・ホーム福の音及 〇ネット上の自役回速情報対策の推進 ○精神保健福祉センター等地域の心の 〇うつ頃の受診率の向上 〇うつ何スケーニングの実施 〇ネット上の自役予告事業への対応等 〇介護者への支援の充実 〇にじめ電話相談等の体制整備 健康相談に関する窓口の充実 〇スケールカウンセラーの配置等学校 における相談体制の充实 〇ラつ幻以外の精神疾患等によるハイ リスク者対策の推進 O包性疾患患者等に対する支援 £Τ 〇二一ト状態の収者の自立支援 民間団体との連携を強化する 自動未進者の再度の自教を 達された人の苦痛を初らげる 助ぐ 〇民間団体の人材育成に対する支援 〇地域における公的機関との遊游体制 〇自殺者の遺族のための自動グループ の運営支援 〇枚急医療施設における精神科師に 〇学校、関切での自殺免生直後の介近 よる診療体制等の充実 〇民四団体の電話和該事祭への支役 〇民回団体の先駆的・試行的取組に対

女人へのケア甲事役対応の促進 〇遺族のための相談四ロ一覧や民間団 体の連絡先を担配した・シフレートの

〇家族等身近な人の見守小に対する

支控



平成21年度における主な取組(内閣府)

- 自殺対策推進会議の開催(昨年2月から6回開催)
- 平成21年度自殺予防週間の実施 (9月10日のWHO世界自殺予防デーから1週間)
- 民間団体による自死遺族のための分かち合いの会 支援事業の実施
- 自殺防止のためのワークショップの開催
- こころの健康相談統一ダイヤルの運用・普及
- インターネットを介した自殺に関する調査研究 及び各種情報提供(月別自殺者数の推移等)

9

遺された人の苦痛を和らげる

自殺や自殺未遂の発生直後に遺された人の心理的影響を和らげるためのケアを行うとともに、遺族のための自助グループ等の地域における活動を支援する。

- 自殺者の遺族のための自助グループの 運営支援
- ■学校、職場での事後対応の促進
- 遺族のためのパンフレットの作成・配布 の促進
- ■自殺遺児へのケアの充実

10

